

令和 8 年 第 2 5 回 定 例 公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午前 1 1 時 8 分～午後 2 時 5 0 分

開 催 場 所 警察本部

第 1 定例会議

1 開催時間 午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 5 分

2 出席者

公安委員会 笠田委員長 杉原委員 久本委員

警察本部 梅田警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
 山柝生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
 永島警備部長 山田警察学校長 永井情報通信部長
 生田警務部参事官

（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

令和 7 年度の鳥取県留置施設視察委員会による意見の概要と措置状況（警務部）

警察本部

まず、委員会の活動状況についてであるが、令和 7 年度は 7 回の会議を開催するとともに、県下 6 警察署の留置施設を視察していただき、2 警察署において被留置者との面会を行っていただいた。

次に、委員会からの意見に対する措置状況であるが、委員会からは、風呂椅子の設置について、敷き布団の新調等について、留置施設内の危険箇所の調査・確認についての 3 項目の意見をいただき、これらの意見に対し、それぞれ検討を行い、措置を行った。

委員会からの意見及び意見を受けて講じた措置の内容については、その概要を公表することが刑事収容施設法で定められており、御審議いただいた後に鳥取県警察ウェブサイトに掲載することとしている。

委員

留置施設視察委員の方から３点の意見をいただき、対応をしていただいた。今年度も引き続き御意見をいただき、被留置者の適切な処遇や施設環境が保たれることを期待している。

委員

留置施設視察委員会という第三者の目によって、留置施設の運営の透明性や被留置者の適切な処遇を確保することは重要な仕組みと認識している。一つ一つの意見に対して適切な処置がなされていることを確認させていただいた。今後も委員会の意見を伺い、必要だと思うことについては措置を執っていただきたい。

委員

いただいた意見について、いずれもハード面の意見であり、ソフト面、いわゆる運営面の指摘がなく、しっかりと留置施設の運営を行っていただいていることが分かった。意見の中で、高齢者への対応について挙げられていたが、しっかりと考えていかなければならないことだと思った。今後も被留置者の人権への配慮を欠くことのないようにお願いしたい。

4 報告事項

- 特殊詐欺等被害防止に向けた三社連携協定の締結（生活安全部）
- 令和８年上半期における人身安全関連事案への対応状況（生活安全部）
- 夏山遭難救助訓練の実施（生活安全部）

（１）特殊詐欺等被害防止に向けた三社連携協定の締結（生活安全部）

警察本部

全国的に特殊詐欺の被害が増加する中、特殊詐欺犯人が被害者に初めて接触する手段の約８割が電話で、中でも国際電話によるものが大幅に増加しているほか、最近、被害が顕著なニセ警察詐欺では、携帯電話への架電割合が約７割を占めていることから、特殊詐欺に係る電話対策として、本年３月に国際電話や詐欺電話をブロックする警察庁推奨アプリが２種類リリースされ、現在このアプリの普及活動を強力に推進しているところである。普及活動をより一層強力に推進していくため、この２種類の警察庁推奨アプリをリリースしたＮＴＴタウンページ株式会社、トレンドマイクロ株式会社及び県警察とで、特殊詐欺等被害防止に向けた三社連携協定を締結することとなった。

締結の目的は、特殊詐欺被害に歯止めをかけるべく、特殊詐欺対策アプリのイ

ンストールの推奨と効果的な情報発信のほか、詐欺被害に遭わないための県民の自己防犯意識の向上に向けた各種取組を三社が連携して推進し、鳥取県の安全安心な地域社会の実現を目指していくこととしている。

締結式は、８月２４日に警察本部大会議室で行うこととしており、報道提供を行う予定である。協定の内容は、警察庁推奨「特殊詐欺対策アプリ」の周知及び普及啓発に関する取組、特殊詐欺等の被害防止に係る防犯啓発情報の発信及び注意喚起、県警察からの必要に応じた情報等の提供に伴う協力の３つとなる。今回の２社との協定は全国初であるが、相互に連携を図りながら、実効ある特殊詐欺等の被害防止に資する取組を推進していきたいと考えている。

委員

特殊詐欺対策アプリの周知が広がってきていると感じる中、今回、ＮＴＴタウンページ株式会社、トレンドマイクロ株式会社と連携することにより、さらに多くの方に周知できると感じた。新聞では毎日のように特殊詐欺被害が報じられており、県民の方も不安に感じておられると思う。いち早く情報発信を行うことにより、これは詐欺だと理解してもらうことが大切だと思う。全国に先駆けて頑張っている。引き続きよろしくお願いします。

委員

特殊詐欺被害の防止は、県民の財産や安心を守る上で喫緊の課題である。警察だけでなく、民間事業者との連携による被害防止策の強化を図ることは意義があると感じる。全国初の取組とのことで、鳥取県から取組を発信してもらいたい。

委員

特殊詐欺の入口は約８割が電話ということで、ここをどう押さえていくかが大きな課題だと思う。特殊詐欺被害の防止は警察だけの対応が困難であり、社会を挙げてどう取り組んでいくかが重要である。今回、すばらしい一歩だと思うので、引き続きよろしくお願いします。

（２）令和８年上半期における人身安全関連事案への対応状況（生活安全部）

警察本部

ストーカー事案の相談件数は、前年同期に比べて２０件増加の５３件であった。禁止命令の発出件数及び事件検挙件数については、昨年と同様に高水準で推移しているが、この点については被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するなどし、被害が拡大する前に検挙等の警察として執り得る措置を積極的かつ能動的に講じた結果であると考えている。ストーカー規制法に基づく行政措置については、罰則規定のない警告と、命令に違反すれば罰則のある禁止命令がある。禁止命令は、行為者に対する行政手続上の不利益処分のため、まずは聴

聞の手続きを執り、弁明の機会を与えた後に発出する流れが基本となっている。しかしながら、危険性・切迫性があり、聴聞を開催するいとまがない場合は、緊急禁止命令を発出した後に、行為者に対して意見の聴取の場を設け、弁明機会を与えることとなる。本年上半期の禁止命令は9件発令しており、その内5件が緊急禁止命令である。罰則規定のある禁止命令を積極的に活用することで、被害の未然防止に努めることとしている。本年上半期における警告は1件であった。

続いて、配偶者暴力事案について報告する。令和8年上半期の配偶者暴力事案の相談件数は、前年同期に比べて40件増加の121件であった。検挙件数は、前年同期に比べ、2件減少の18件であった。配偶者暴力事案は、重大事案への発展を防ぐため、女性相談支援センターなどの関係機関との連携を強化し、被害者の保護対策を手厚く実施している。

最後に、児童虐待事案について報告する。まず、各種件数についてであるが、警察が直接認知した件数は、前年同期に比べ29件減少の88件であった。また、児童相談所が受理した児童虐待事案は、全件共有として情報提供を受けており、その人数は、前年同期と同数の229人であった。検挙については、児童の安全確保のため、事件化が最善と認められるものは刑事部と連携しながら積極的に事件化を図る方針としている。児童相談所等との連携状況については、立入調査や臨検・捜索が必要となる事案への対応に備え、例年、児童虐待に関わる警察官、児童相談所職員、各自治体の担当職員を対象に、模擬訓練を中心とした合同研修を実施しており、職員個々の知識や技能の向上と関係機関相互の連携強化を図っている。本年度は、11月に実施される「児童虐待防止推進月間」に併せて合同研修会を開催する予定としている。また、被害に遭った児童等から、正しい情報を聞き出す質問方法を学ぶことを目的に、例年、刑事企画課が中心となり、司法面接研修会を開催している。今後も児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化し、児童虐待事案に適切に対応していきたいと考えている。

委員

ストーカー事案、配偶者暴力事案は昨年比で件数の増加が見られ、心配に思うところである。児童虐待事案は、前年比で認知件数が減少しているが、人身安全関連事案は重大事件に発展するおそれがあり、引き続き研修会等を通じて理解や対応能力を向上させるとともに、関係機関と連携し、事案の発生防止に努めてもらいたい。

委員

人身安全関連事案は、生命、身体に直結する緊急性の高い事案で、被害者保護の観点から、警察にとって重要な課題だと感じている。相談件数等の数字を減らすことが目的ではなく、いかに迅速な対応ができるか、また、相談しやすい警察、即時に対応してくれる警察だということが大切だと思う。今後もそういった体制、気概で臨んでいただきたい。

委員

全国で大変痛ましい事案が増える中で、最悪の結果を防ぐ取組をしていただいていることに、大変有り難く思っている。DV、ストーカー事案については上半期の相談件数が増加しているが、相談しやすい体制が整ってきたことも一因ではないかと考えている。

児童虐待事案は、子ども自らが声を出すことが難しい事案で、上半期は認知件数が減少しているものの、今後も教育機関等と連携して声なき声を拾い、児童虐待事案の防止を図っていただきたい。児童、子どもは社会全体で守っていく必要がある。難しい事案ではあるが、その点について引き続きよろしくお願いする。

(3) 夏山遭難救助訓練の実施（生活安全部）

警察本部

県内各地の山で山開きがはじまり、夏山シーズンを迎えた7月中旬の2日間、大山において鳥取県山岳・スポーツクライミング協会から2人の部外講師を招き、県警察の山岳救助準技能指導官2人と技能指導員2人を加えた6人の指導のもと、山岳遭難救助訓練を実施した。本年は、氷ノ山を管轄する兵庫県南但馬警察署の署員3人も訓練に参加し、2日間で延べ51人の警察官が訓練に参加した。

訓練1日目は、大山の南光河原周辺において、基礎訓練として、部外講師による救助活動時の留意事項や救助資機材の使用等方法等についての訓練、遭難者の徒手による搬送要領の訓練を行った。

訓練2日目は、懸垂降下、ストレッチャーや搬送具を使用した負傷者搬送訓練、急斜面における搬送体制を構築する訓練、高所や崖などで宙づりとなった要救助者をロープで結束し、安全な場所に降ろすピックアップレスキュー技術訓練を行った。訓練参加者からは、練度を磨くため、反復した訓練の必要性を感じたという意見や、今回初参加となった兵庫県南但馬警察署の署員の方からは、はじめての貴重な訓練ができ、非常にためになったといった意見があった。また、部外講師である鳥取県山岳・スポーツクライミング協会の会長と副会長からは、声が出ており、練度が非常に向上しているとの講評をいただき、有意義な訓練となった。今後も、山岳遭難救助の練度向上を図り、有事に備えていきたいと考えている。

委員

今年も夏山において、熱中症等で搬送されるニュースが相次いでおり、訓練の積み重ねにより救助に結びついていることに対し、改めて感謝申し上げる。軽装で登山をされる方もおられるが、熱中症対策等について引き続き周知を図ってもらいたい。

委員

夏山シーズンは登山者が増加する時期であり、登山者の増加に伴い、山岳遭難

事案の発生が懸念される時期である。遭難者を迅速に救助するために必要な訓練であり、定期的な訓練をしていただくことで有事に対応できる力が備わってくると思う。多くの取材を受けられたということで、関心の高い事柄であり、引き続き訓練を重ねていただきたい。

委員

大山は全国でも人気の山であり、標高の割に陰しく、毎年のように遭難者が見られている。尊い命を救うための尊い訓練を実施されていることは、非常に有り難いことだと思う。今後も安全面に配慮しつつ、訓練を積み重ねていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・令和7年度の鳥取県留置施設視察委員会による意見の概要と措置状況
- ・令和8年上半期における人身安全関連事案への対応状況

4 報告事項

5 決裁

- ・援助要求の受諾
- ・鳥取県警察街頭防犯カメラの運用に関する規定
- ・鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則について
- ・公安委員会宛て文書の受理
- ・公安委員会宛て苦情の受理

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。